

答申の概要《詳細版》（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-21〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の2つの表現活動（表現活動1及び表現活動2。以下「本件表現活動」という。）は、ともに、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

記

（表現活動1）

平成28年9月、大阪市内において行った街宣活動（以下「本件表現活動1」という。）

（表現活動2）

本件表現活動1を行ったものが、インターネット上で公開されている特定の音声ファイル（以下「本件音声ファイル」という。）を特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）に説明文（以下「投稿説明文」という。）とともに掲載し、不特定多数の者が視聴できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動2」という。）

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る条例の適用関係について

条例附則第2項の規定により条例第5条の規定は同規定の施行後に行われた表現活動について適用するとされているところ、後述2（1）に記載した申出人からの意見の内容や、本件表現活動1が行われたと申出人が主張する平成28年9月の特定の日の翌日に、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）が本件表現活動1の報告を行っていることと読み取れる本件ウェブページの記載内容を総合的に判断すれば、本件表現活動1は同規定の施行日である同年7月1日（以下「条例全面施行日」という。）後の同年9月に行われていると認められることから、本件表現活動1については同条の規定が適用される。

また、本件表現活動2については、インターネットを利用して、本件音声ファイル及び投稿説明文を不特定多数の者が視聴できる状態に置くものであることから、条例第2条第2項第2号に規定する表現活動に該当すると

ともに、同年 11 月 29 日の時点において本件ウェブページ上で不特定多数の者により閲覧できる状態に置かれていることが、条例第 5 条第 2 項の申出を受け付けた大阪市長の補助組織である大阪市市民局によって確認されていることから、本件表現活動 2 についても同条の規定が適用される。

2 本件表現活動に係る申出人等からの意見等

(1) 本件表現活動に係る申出人

本件表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）からは、条例第 9 条第 3 項に基づき口頭での意見陳述が行われた。

申出人の意見は、概ね次のとおりである。

- ・本件表現活動 1 については、在日韓国・朝鮮人が集住している大阪市内の地区（以下「本件集住地区」という。）で行われたということから、それを見聞きした人の中には多くの在日韓国・朝鮮人が含まれている。
- ・本件表現活動者が排外的な名称の団体を作って、その団体名で活動し、しかも本件集住地区で街宣活動を行ったということについて、これは在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除するということを目的とすることを表明している。
- ・本件表現活動は、日本の総人口に占める刑法犯検挙人数の比率と韓国・朝鮮籍の者の総数に占める刑法犯検挙人数の比率という、母数が大きく異なっているため比較対象にもならない数値をもとに、在日韓国・朝鮮人という同じ属性を有する集団全体を危険であると決めつけて著しく名誉を棄損するヘイトスピーチである。実際、200 万人を超えているような外国籍住民の中で、わずか数百人あるいは数十人が行った韓国・朝鮮籍の者の犯罪行為について、あたかもその責任がすべての在日韓国・朝鮮人にあるかのような主張を行っていた。また、本件表現活動者が取り上げていた犯罪統計を確認したが、実際には本件表現活動者が引用しているような内容は確認できない。偏った認識に基づく主張を繰り返しており、これは在日韓国・朝鮮人に対する誹謗中傷である。
- ・本件表現活動者は、本件集住地区において繰り返し街宣活動などの行為を半ば嫌がらせのように行っている。
- ・本件表現活動 1 が行われた日付については、本件表現活動者は別の大阪市内の場所で宣伝活動を行った後で本件集住地区までやって来たのであり、平成 28 年 9 月の特定の日午後に本件表現活動者が本件集住地区で本件街宣活動を行っていたということについては、現場

でその様子を見ていた者がいる。おそらく、本件音声ファイルをインターネット上にアップロードした時点が、本件表現活動1が行われた日の翌日だったと考える。

(2) 本件表現活動者

本件表現活動者に対しては、本件表現活動1の実施日及び実施場所、本件音声ファイルが掲載されているURL並びに本件ウェブページのURLを明示した上で、条例第9条第2項に基づく意見等の提出機会を付与する旨の通知を行い、あわせて、本件表現活動者からの申立があれば、条例第9条第3項に基づく口頭での意見を述べる機会も付与することとし、その旨を通知した。

これに対して、本件表現活動者からは、意見等の提出はなかった。この際、本件表現活動者から、インターネット上の本件音声ファイルの内容を聴取することができず表現活動の内容を確認できないことを理由に、ヘイトスピーチとされる内容を文書でほしい旨の申出があったが、本件音声ファイルは本件表現活動者が掲載しており、本件意見等の提出機会の付与後に至っても掲載された状態を保っていることや、仮に何らかの理由で、本件表現活動者の独力をもって本件音声ファイルを聴取することができないとしても、公共の図書館等官民の施設に備えられた端末を利用して聴取する等の手段が容易に考えられることを踏まえ、この申出については応じられない旨の返答を行った。

また、本件表現活動者から、口頭での意見を述べる機会の付与の申立があったので、口頭意見聴取の機会を付与し、意見陳述者による録音を禁止する旨の注意事項を事前に本件表現活動者に通知していたところであるが、本件表現活動者からは、録音禁止の注意事項には従えず、言論・出版の自由の観点から録音を認めるようにとの申出があった。この申出に対しては、審査会の調査審議手続を非公開としている条例第9条第6項本文の趣旨に基づき、同録音は認められない旨を伝えたところ、本件表現活動者は口頭での意見を述べずに会場から退出した。

3 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

本件表現活動1については、本件音声ファイルに収録された街宣活動の音声から本件表現活動1の実施場所が本件集住地区である旨の本件表現活動者の発言が確認できること、投稿説明文に本件集住地区で街宣活動を行った旨の記載があること及び2の(1)に記載した申出人からの意見の内容を総合的に判断すれば、大阪市内で行われたものであると認められ、本件表現活動1は条例第5条第1項第1号に該当する。

また、後述 4 の(4)記載のとおり、本件表現活動 1 はヘイトスピーチに該当すると認められることから、本件音声ファイル等をインターネット上で公開する本件表現活動 2 は、大阪市内で行われたヘイトスピーチの内容を大阪市内に拡散するものであり、条例第 5 条第 1 項第 2 号イに該当する。

4 本件表現活動 1 のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第 2 条第 1 項第 1 号該当性について

本件表現活動 1 においては、在日韓国・朝鮮人を指して、日本において不要である旨の発言を行っていることから、本件表現活動 1 は、在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除することを目的として行われたものと認められる。

また、本件表現活動 1 における上記の発言から、本件表現活動 1 は、日本国内において居住することを認められた在日韓国・朝鮮人が享受すべき基本的人権である、居住移転の自由を制限することを目的とするものと認められる。

さらに、本件表現活動 1 においては、在日韓国・朝鮮人を指して、危険である旨の発言が繰り返されていることから、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪・差別の意識をあおることを目的として行われたものであることが明らかに認められる。

この点、本件表現活動者は、上記発言について、本件表現活動 1 の中で、警察庁の平成 24 年犯罪統計書の数値に基づく計算を基にしており差別発言ではない旨を主張しているが、本件表現活動者の指摘する凶悪犯、粗暴犯及び公然わいせつにかかる韓国・朝鮮人の検挙人員は、短期滞在者などを含めても年間それぞれ数十人から数百人に過ぎない。そうした韓国・朝鮮人の犯罪をもって、平成 24 年当時の、特別永住者約 38 万人全般、あるいは、同特別永住者を含めた在留韓国・朝鮮人（中長期在留者及び特別永住者）約 53 万人全般を指して、危険であるとしたことは、在日韓国・朝鮮人の全般に関する実態とはほど遠い指摘であるのみならず、表現活動者の指摘するような犯罪を行っていない圧倒的多数に属する個々の在日韓国・朝鮮人の人格を根拠なく攻撃しているとしか解し得ない。このことからすると、結局、表現活動者の発言は、在日韓国・朝鮮人を排除し、その居住移転の自由を制限し、あるいは誹謗中傷し憎悪の意識をあおるといった目的の下で、その無理な正当化を図り、一見理屈が通りそうな論理展開に仕立て上げるのに都合の良い統計数値を指摘して悪用したものと評価するほかはなく、本件表現活動者の当該主張には理由がない。

よって、本件表現活動 1 は、条例第 2 条第 1 項第 1 号ア、イ、ウのいず

れにも該当する。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

本件表現活動1においては、拡声器等を使用するなどして韓国・朝鮮人が危険である旨の発言が繰り返されており、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものであると認められる。

また、本件表現活動1における上記発言等に加えて、本件表現活動1が、わざわざ在日韓国・朝鮮人の集住地域に出向いて行われ、本件表現活動者が活動している場所の近辺に、標的とする集団の構成員である人々が多数居住等していることを十分に認識した上で、さらには拡声器を用いて行われていることからすると、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人の相当数のものに、在日韓国・朝鮮人たる自らの生活、存在が脅かされている感情を抱かせることは想像に難しくなく、脅威を感じさせるものであると認められる。

本件表現活動者が、本件表現活動1の中で、警察庁の平成24年犯罪統計の数値に基づく計算を基にしており差別発言ではない旨主張している点に関しては、(1)で述べたとおりであって、当該主張には理由がない。

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号ア、イのいずれにも該当する。

(3) 条例第2条第1項第3号該当性について

本件音声ファイルの内容において、本件表現活動者は、活動場所が歩道上であることや、一般大衆の通行について言及している。

したがって、本件表現活動1は、不特定多数の者が往来する道路上等の公共の場所で行われたものであり、不特定多数の者が本件表現活動1の内容を知りうる場所及び方法で行われたと認められることから、条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 結論

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項のヘイトスピーチに該当する。

5 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第1号該当性について

本件表現活動2は、本件表現活動1の内容を広める目的で行われた行為であると推定される。よって、本件表現活動2は、本件表現活動1の目的と同様に、在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除し、権利や自由を制限することを目的としていることが認められ、また、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪・差別の意識をあおることを目的とするものであることが明ら

かに認められる。

したがって、本件表現活動2は条例第2条第1項第1号ア、イ、ウのいずれにも該当する。

(2) 条例第2条第1項第2号該当性について

本件表現活動2は、本件表現活動1の内容を記録した本件音声ファイルを本件ウェブページに掲載し、本件デモ活動の態様をそのまま表現するものであることから、本件表現活動2の態様は、少なくとも本件表現活動1と同様に、在日韓国・朝鮮人を相当程度侮蔑し、誹謗中傷するものであると認められる。

また、本件表現活動2は、本件表現活動1の内容がインターネット上で公開され続けることにより、本件表現活動1の実施場所周辺において在日韓国・朝鮮人の感じた脅威を、当該実施場所周辺にいなかった者も含めた在日韓国・朝鮮人のうち相当数のものに繰り返し惹起させるものである。加えて、後述(3)に記載のとおり不特定多数の者が本件表現活動1の内容を知り得る状態となっていることや、当該内容がさらに拡散していくことにより不特定多数の者が当該表現活動に類する新たな表現活動を行うことにつながるといふ脅威を在日韓国・朝鮮人の相当数のものに感じさせるものであると認められる。

したがって、本件表現活動2は条例第2条第1項第2号ア、イのいずれにも該当する。

(3) 条例第2条第1項第3号該当性について

本件表現活動2は、誰でも視聴することができるインターネット上の本件ウェブページにおいて、不特定多数の者が本件音声ファイル等の内容を知り得る状態に置く方法で行われたものであると認められる。

したがって、本件表現活動2は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 結論

よって、本件表現活動2は条例第2条第1項のヘイトスピーチに該当する。

6 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

4及び5から、本件表現活動1及び本件表現活動2はいずれもヘイトスピーチに該当する。

7 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度 平 28-21

年 月 日	経 過
平成 28 年 12 月 19 日	諮問 (ヘイトスピーチ該当性等の有無)
平成 28 年 12 月 19 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 2 月 14 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 2 月 16 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 3 月 16 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 4 月 20 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 5 月 18 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 7 月 13 日	調査審議 (論点整理)
平成 30 年 8 月 31 日	申出人口頭意見陳述、調査審議 (論点整理)
平成 31 年 1 月 28 日	調査審議 (論点整理)
平成 31 年 2 月 18 日	調査審議 (論点整理)
平成 31 年 3 月 18 日	調査審議 (論点整理)
平成 31 年 4 月 22 日	表現活動者口頭意見聴取機会付与、 調査審議 (論点整理)
令和 元年 5 月 20 日	調査審議 (答申案)
令和 元年 6 月 24 日	調査審議 (答申案)
令和 元年 7 月 1 日	答申 (ヘイトスピーチ該当性等の有無)